

質問第一八号

内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月九日

参議院議長 山東昭子 殿

東

徹



内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書

安倍内閣総理大臣は、平成二十七年二月十七日の衆議院本会議において、靖国参拝について「私は、靖国神社を参拝し、国のために戦い、とうとい命を犠牲にした方々に対して、尊崇の念を表し、みたま安かれと御冥福をお祈りすることは、国のリーダーとして当然のことであり、世界共通のリーダーの姿だと考えています。また、閣僚が私人として参拝するかどうかについては、もとより自由であると考えております」と答弁している。

また、安倍内閣総理大臣は、平成二十九年六月五日の参議院決算委員会において、「中心的な慰霊の場所としては日本では靖国神社」である旨答弁している。

これらの答弁に鑑みれば、安倍内閣総理大臣は、我が国のリーダーである内閣総理大臣が靖国神社を参拝することは、戦没者を慰霊するうえで非常に重要なことであると理解していることがわかる。

安倍内閣総理大臣は、平成二十五年十二月二十六日に靖国神社を参拝して以降、これまで靖国神社を参拝していないが、その理由を明らかにされたい。

右質問する。